

「(仮称) 三原市こども計画」策定のためのニーズ調査・分析業務受注者プロポーザル選定募集要項

1 要旨

本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「みはら子育て応援プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）」（以下「第2期計画」という）を策定している。

この第2期計画が、令和6年度で満了すること、また、令和5年4月施行の「こども基本法」において、市町村に「こども計画」の策定が努力義務化されたことから、令和7～11年度を期間とする「(仮称) 三原市こども計画」の策定に向けて、子ども・子育て支援に関する生活実態やニーズ等を把握するため、「『(仮称) 三原市こども計画』策定のためのニーズ調査・分析業務」を実施する。

受注者の選定は、公募型プロポーザルにより実施し、提案業者の当該業務に関する知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した受注者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

「(仮称) 三原市こども計画」策定のためのニーズ調査・分析業務

(2) 業務内容

別紙「『(仮称) 三原市こども計画』策定のためのニーズ調査・分析業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 予算上限額

4,400千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第

2号各号に規定する者に該当しないこと。

- (2) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 令和 3～5 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (7) 三原市暴力団排除条例（平成 24 年三原市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者でないこと。

4 提出書類

(1) 参加申込書類

番号	提出書類	様式等
①	「(仮称) 三原市こども計画」策定のためのニーズ調査・分析業務受注者プロポーザル選定参加申込書	様式第1号
②	商業登記簿謄本 ※令和 3～5 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
③	印鑑証明書 ※令和 3～5 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
④	三原市に対して税の滞納が無い証明(納税義務がある業者のみ) ※令和 3～5 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
⑤	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※令和 3～5 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意

(2) 企画提案書類

番号	提出書類	様式等
①	企画提案書 ※1	任意
②	見積書 ※2	任意

※1 番号①「企画提案書」は、市が求める仕様の内容を考慮して作成することとし、特に次の内容について記載すること。また、記載内容も次の順とし、A4サイズ20ページ以内とすること（表紙は除く）。

1 全体事項

(1) 事業遂行能力

- ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査・分析及び計画策定に関する業務の受注実績
- ・本業務の受注体制，担当者等
- ・業務実施スケジュール

2 業務実施内容

(1) アンケートの実施

- ・調査票の設計方法
- ・こども計画策定に向けて，盛り込む必要があると考える調査項目
- ・アンケートの実施方法・想定する回収率
- ・アンケートの集計・分析方法
- ・教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」の推計方法

(2) 「(仮称) 三原市こども計画」策定に向けた準備等

- ・自治体こども計画策定にかかる国の動向や制度改正等の把握及び提供方法
- ・先進自治体事例の調査（把握）及び提供方法
- ・現時点で想定している，「こども大綱」を踏まえた必要な取組や計画内容の検討・整理方法

(3) 三原市子ども・子育て会議の運営支援

- ・支援方法

(4) その他独自提案

- ・実施可能な独自の取組とその効果

※2 番号②「見積書」は、数量・単価等、各項目の積み上げが明確に分かるよう作成すること。

5 提出方法

(1) 提出期日及び提出書類

ア 参加申込書類

(ア) 提出期日：令和5年9月21日（木）午後5時15分まで【必着】

(イ) 提出書類：「4(1)参加申込書類」の番号①～⑤

(ウ) 提出部数：12部（原本は1部，残り11部は写しで構わない。）

イ 企画提案書類

(ア) 提出期日：令和5年10月2日（月）午後5時15分まで【必着】

(イ) 提出書類：「4(2)企画提案書類」の番号①～②

(ウ) 提出部数：12部（原本は1部，残り11部は写しで構わない。）

(2) 提出先

本書中の「10 資料提出及び問合せ先」に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、土・日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

6 選定方法（公募型プロポーザル方式）

提出された企画提案書等を基に、市職員で構成する選定委員会においてヒアリング審査を行い、提案内容全般を総合的に評価し、評価点の平均点が最も高く、かつ評価基準点以上の1事業者を、優先契約交渉業者として選定する。

(1) ヒアリング審査実施方法

1社当たり30分（説明15分，質疑応答15分）とする。

(2) ヒアリング審査実施日程及び会場

日程：令和5年10月5日（木）

会場：三原市役所本庁舎3階 301・302会議室

（三原市港町三丁目5番1号）

詳細な時間については、別途連絡する。

※当日市が準備するものは、投影スクリーン及び延長コードのみとする。

その他機材を使用する場合は、各自準備すること。

(3) ヒアリング出席人数

1社当たり3人までとする。

(4) 審査項目

別表1「『(仮称)三原市こども計画』策定のためのニーズ調査・分析業務受注者プロポーザル選定審査表」に基づき審査する。

(5) 結果通知

審査結果については、申請書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果について三原市ホームページに掲載する。

7 質疑応答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、「『(仮称)三原市こども計画』策定のためのニーズ調査・分析業務受注者プロポーザル選定質問表(様式第2号)」により質問事項を箇条書きにし、本書中の「10 資料提出及び問合せ先」に電子メールで送信すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和5年9月21日(木)午後5時15分まで

(3) 回答方法

全ての質疑に対する回答を、令和5年9月25日(月)に三原市ホームページに掲載する予定である。

8 スケジュール

令和5年9月11日(月)	募集公示(募集要項・仕様書公表)
令和5年9月11日(月)	書類提出受付開始, 質問受付開始
令和5年9月21日(木)	参加申込書類提出期限, 質問提出期限
令和5年9月25日(月)	質問回答予定日
令和5年10月2日(月)	企画提案書類提出期限
令和5年10月5日(木)	ヒアリング審査実施予定
令和5年10月中旬頃	選考結果通知予定

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 募集要項、仕様書公表後は、子育て支援課のほか関連部署への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合は、提案を無効とする。
- (7) 契約締結日までの間において、「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、契約の相手方となることはできない。
- (8) 参加申請後、辞退する場合はその旨を連絡すること。
- (9) 提出書類は、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号）に基づく開示が実施されることがある。
- (10) 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

10 資料提出及び問合せ先

三原市こども部子育て支援課 子育て企画係 担当：有木，坂田，阿草
〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号
Tel 0848-67-6079 Fax 0848-67-5934
E-Mail アドレス kosodate@city.mihara.hiroshima.jp